

事 務 連 絡
令 和 3 年 4 月 6 日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
後期高齢者医療主管課（部）
都道府県後期高齢者医療広域連合
全国健康保険協会
健康保険組合
健康保険組合連合会
関係各省共済組合等所管課（室）

御中

厚生労働省保険局保険課
厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課
厚生労働省保険局医療介護連携政策課

特定健康診査情報及び後期高齢者の健康診査情報に係るファイルにおける
オンライン資格確認等システムへの正確な資格情報等の登録依頼及び同シ
ステムを用いた情報の閲覧等の延期の周知について

医療保険制度の円滑な運営に当たりましては、平素より格段の御協力、御尽
力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、オンライン資格確認等システムを利用し、マイナポータルを通じて加
入者及び後期高齢者医療の被保険者本人が自らの特定健康診査等（特定健康診
査（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号。以下「法」と
いう。）第 18 条第 1 項に規定する特定健康診査をいう。以下同じ。）及び法第
125 条第 1 項に基づく健康診査をいう。以下同じ。）に係る情報を閲覧するこ
とができる仕組みを構築しています。

この仕組みにおいては、各保険者が特定健康診査情報に係るファイル（以下
「閲覧用ファイル」という。）を、後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」
という。）が法第 125 条第 1 項に基づく健康診査に関する情報に係るファイル
（以下「後期高齢者健診閲覧用ファイル」という。）をそれぞれ格納すること
とされていますが、各保険者及び各広域連合から医療保険者等向け中間サーバ
ー等（以下「中間サーバー等」という。）並びに閲覧用ファイル及び後期高齢者

健診閲覧用ファイルに登録される資格情報等の正確性が極めて重要です。

つきましては、令和3年3月9日付け保保発0309第1号・保国発0309第2号・保高発0309第1号・保連発0309第3号「オンライン資格確認等の稼働に向けた正確な資格情報等の登録について（依頼）」等を踏まえ、中間サーバー等の資格情報等の修正等に御対応いただいていたところですが、中間サーバー等の資格情報等の修正等をされた場合には、当該修正等は、既に格納された閲覧用ファイル及び後期高齢者健診閲覧用ファイルに自動的に反映されるものではないため、当該ファイルについても、改めて正しい資格情報等を確認し修正等の上、再度登録いただくよう御対応をお願いします。

なお、本年3月下旬の開始を予定していた、オンライン資格確認等システムを利用した特定健康診査等に係る情報の閲覧等（マイナポータルを通じた本人による自らの特定健康診査等に係る情報の閲覧及び医療機関及び薬局における本人の同意を取得した上での特定健康診査等に係る情報の閲覧並びに保険者間の特定健康診査等に係る情報照会及び提供）につきましては、登録された資格情報等の正確性が確認できるまで延期します。

都道府県におかれましては、貴管内の市町村及び国民健康保険組合への周知を、関係各省共済組合等所管課（室）におかれましては、所管の共済組合等への周知をお願いします。